



生涯学習社会に向けて

このたび、新潟市は21世紀の生涯学習社会に向けて「新潟市生涯学習推進基本計画」を策定いたしました。

これは、市民が生涯をとおしていつでも学びたい時に学べる社会の実現のために、行政としての施策の基本的な方向を示したものであります。

生涯学習は市民一人ひとりの自発的な意思によって行われるものですが、市では、学校や社会におけるあらゆる教育機能を総合的に整備することによって、市民の学習活動を支援し、生涯学習を推進していこうとするものであります。

この基本計画を推進するにあたりましては「人間を大切にした市民主体の街づくり」を基本理念に、各種の市民団体などと連携を図りながら、市民が生きがいのある充実した生活を送ることができるよう努力してまいります。

市民の皆さんのいっそうの御理解と御協力をお願いいたします。

この計画の策定にあたりまして新潟市生涯学習推進会議の委員各位から貴重な御意見をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

平成3年1月

新潟市長 長谷川義明

新潟市生涯学習推進基本計画目次

I	基本計画策定にあたって	1
1	生涯学習が求められている背景	2
(1)	社会・経済の急激な変化	2
(2)	教育的・文化的要求の増大	2
(3)	自由時間の増加	2
(4)	社会的課題への対応	2
2	策定の基本的な考え方	3
II	生涯学習推進の基本方針	4
1	自発的学習活動の促進	4
2	本市の特性を生かした体系的推進	4
3	行政の連携（施策の総合化）	4
4	民間活力の導入・協力体制の確立	4
III	生涯学習推進の基本施策	6
1	生涯学習推進のための基盤整備	6
(1)	学習施設の整備	7
(2)	学校開放	7
(3)	人材の育成	7
(4)	学習情報システムの整備	7
2	学習機会の整備	8
(1)	生涯学習の基礎づくり	8
ア	家庭教育の充実	9
イ	学校教育の充実	9
ウ	地域の教育力の活性化	9
(2)	学習機会の充実	10
ア	ふれあいと連帯の醸成	10

イ	男女共同参加型社会の形成	10
ウ	高齢化社会への対応	10
エ	国際化への対応	11
オ	情報化社会への対応	11
カ	自然との対話	11
キ	職業生活への適応	11
ク	日常生活の充実	11
3	生涯学習推進組織の充実	13
(1)	新潟市生涯学習推進本部	13
(2)	新潟市生涯学習推進会議	13
IV	基本施策の体系	14
1	生涯学習のための基盤整備	14
2	学習機会の整備	16
3	推進組織の充実	20
.....		
	新潟市生涯学習推進会議委員名簿	22
	新潟市生涯学習推進基本計画策定の経過	23
 (参考資料編)		
1	新潟市生涯学習推進本部設置要綱	27
2	新潟市生涯学習推進会議設置要綱	31
3	市民憲章	33
4	新潟市第三次総合計画(抜粋)	34
5	新潟市の生涯教育推進施策について(抜粋)	36
6	学習機会の体系表(現行事業例)	44

I 基本計画策定にあたって

人はだれでも人生をよりよく生きたいと願っている。

そして、長い人生を人間らしく豊かに生きていくために、個性の伸長を図ったり、自然や人とのふれあいと連帯などを求めて、何かを学ぼうとしている。また、さまざまな活動をとおして仲間とよりよい人間関係が結ばれ、学習を深めることによって学ぶことのすばらしさに気づき、精神的な充実や自己の向上などに喜びを見いだすようになってきた。

本市教育委員会が昭和 60 年 3 月にまとめた「生涯学習に関する市民の意識調査」によると、62 %の市民がなんらかの学習活動を行っており、79 %の人が「今後行う予定の学習や趣味がある」と答えている。さらに、「生涯学習の必要性について」は 89 %の人が必要と考えている。このように市民の学ぶことへの意欲と関心は高まっている。

一方、今日のように変化の激しい社会においては、青少年期に学んだ学校教育だけでは対応が難しくなっており、あらゆる世代のあらゆる場における生涯にわたる学習が求められ、重要視されるようになってきた。

このようなことから、市民がいつでも学びたいことが学べる社会に向けて体制を整備していく必要がある。

1 生涯学習が求められている背景

(1) 社会・経済の急激な変化

めざましい科学技術の進歩や経済の発展は、技術の革新と産業構造の変化をもたらしている。それにより都市化や情報化が進み、市民は新たな知識や技術を習得したり、情報を活用する能力を養うなど、都市生活への適応をはじめとしてさまざまな対応に迫られている。

(2) 教育的・文化的要求の増大

物質的豊かさが増し、教育水準が向上するにつれて、精神的・文化的豊かさに対する要求も高まり、スポーツ活動や趣味を楽しむ、教養を身につけ自己を高める活動が盛んになり、その中に生きがいを感じはじめている。

(3) 自由時間の増加

経済成長によって国民の所得水準は向上し、生活に豊かさが増してきた。また、家庭における子どもの数の減少や家事労働の軽減、職場における週休2日制の普及あるいは平均寿命の延びなどに伴い、自由な時間が増加するにしたがって余暇活動の充実が求められている。

(4) 社会的課題への対応

個人生活への志向が強まり、市民の公共心や地域社会における連帯意識の希薄化が指摘されるようになり、さらに高齢化など社会の急速な変化に伴ってさまざまな課題が生じている。

このような課題に対応し、自由で生き生きとした活力ある社会を築いていくための学習が求められている。

2 策定の基本的な考え方

本市は、昭和59年12月に策定した第三次総合計画を推進するにあたって、まちづくりの基本理念として「人間を大切にすること」を根元に「人間都市」の創造を目指し、市民一人ひとりが「ふれあいと連帯」の中で、快適で生きがいのある生活の実現を目指した生涯学習体制の確立を都市づくりの重要な施策としている。

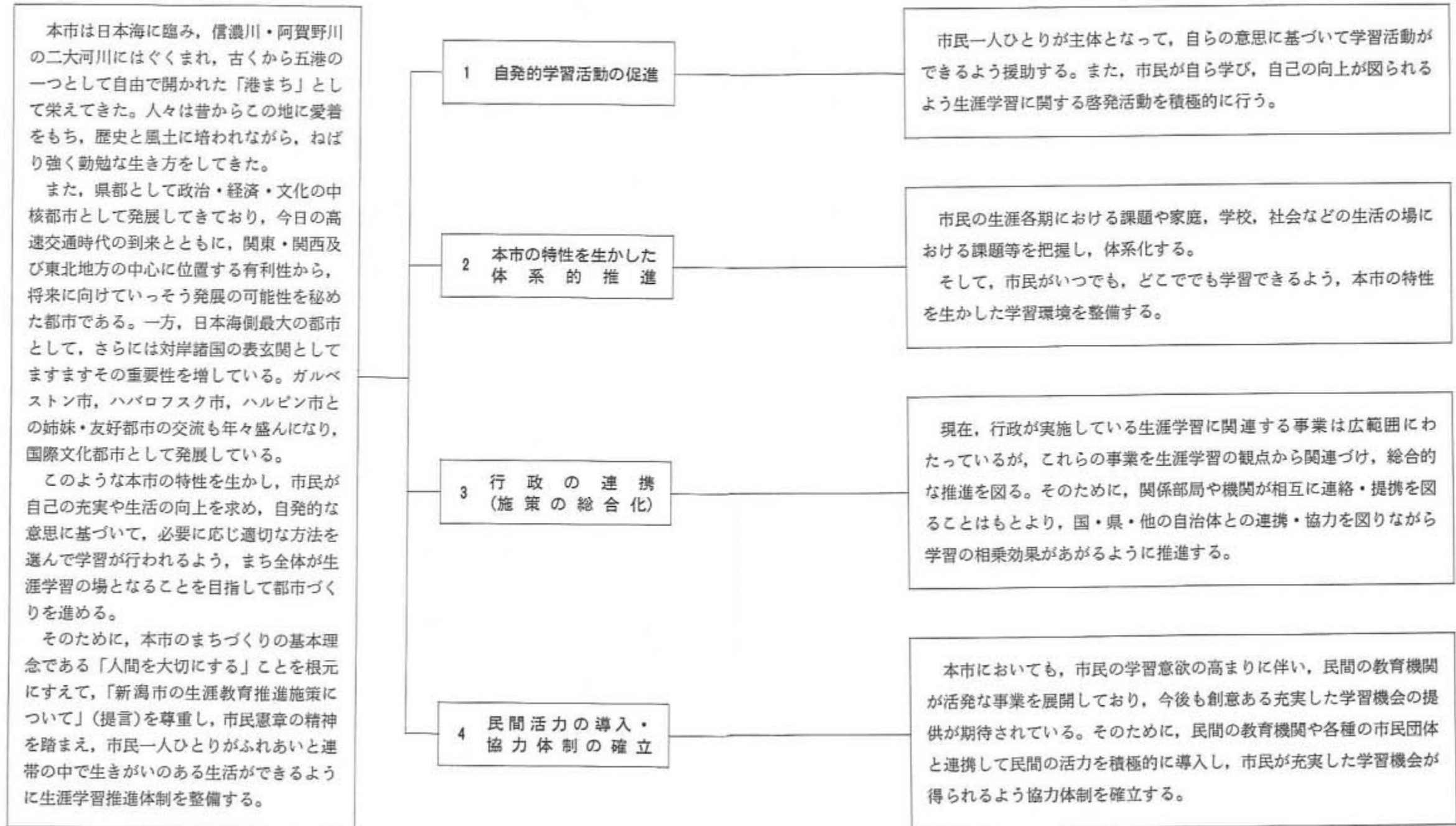
また、新潟市生涯教育推進懇談会に対して、21世紀に向けて生涯学習を推進するために、どのような施策が必要であるか検討を依頼した。同懇談会は、生涯学習推進のための課題と目標を明らかにし、その具体的な施策について、昭和63年11月24日「新潟市の生涯教育推進施策について」(提言)としてまとめた。

一方、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(平成2年法律第71号)が、「生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与すること」を目的として制定された。

以上のことを踏まえて、生涯学習社会の実現に向けて行政としての対応を明確にし、平成12年度(西暦2000年)を目途にした施策の基本的方向を示すため、新潟市生涯学習推進基本計画を策定する。

なお、推進にあたっては、この基本計画で明らかにした施策の方向に基づいて、具体的な施策を示す実施計画を策定する。

II 生涯学習推進の基本方針



Ⅲ 生涯学習推進の基本施策

1 生涯学習推進のための基盤整備

生涯学習を推進していくうえで、市民の学習意欲を高める啓発活動や学習機会の充実とともに重要なことは、市民が主体的に学び続けるための基盤整備である。そのために、学習施設の整備と施設間の連携、人材の育成と活用及び学習情報のシステムを、相互に関連させながら整備を図る。

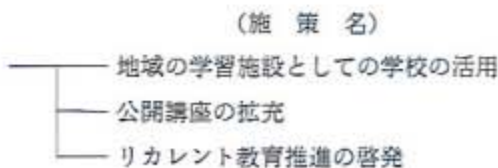
(1) 学習施設の整備

- ア 学習の多様化・高度化に対応できる生涯学習センターなど新しい施設を設置する。
- イ 公民館をはじめ社会教育施設やスポーツ・文化・福祉などの施設の整備充実に努める。
- ウ 利用時間等の利用条件を改善したり、施設相互の連絡・調整を図りながら生涯学習の場の充実を図る。
- エ 自然とふれあう学習環境の整備を図る。



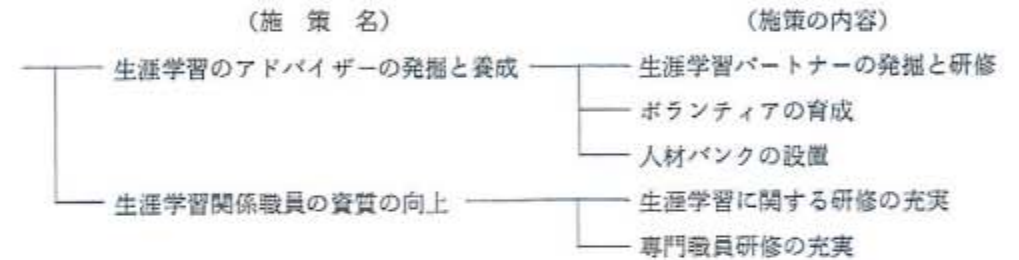
(2) 学校開放

- ア 地域社会における最も身近な学習の場として学校を整備し、開放する。
- イ 学習の高度化にこたえるため、高等学校及び大学に対して公開講座の拡充をはたらきかける。
- ウ 就職した人をはじめとして一度社会に出た市民が、学習したいときに再び入学ができるリカレント教育が推進されるよう啓発に努める。



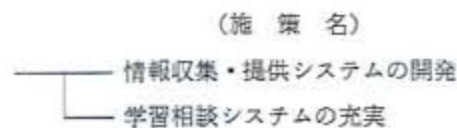
(3) 人材の育成

- ア ますます多様化・高度化していく学習要求にこたえていくためには、数多くの優れた指導者が必要となってきた。市民の中には、専門的な知識や技術を持っている人や豊かな人生経験を持っている人も多い。これらの人々を発掘し、その協力を得て生涯学習のアドバイザーとして活用を図っていく。
- イ 生涯学習に関係する職員には、時代の変化に対応できる高い識見と専門性が要求される。その資質の向上を図るために研修を充実する。



(4) 学習情報システムの整備

- 市民が求めている学習に最も適した機会や場を紹介し学習意欲を高める。また、学習の継続を支援しながら質の向上を図るなど、学習活動が円滑に進むように援助する。
- ア 各部局・機関及び民間が独自に収集している学習関連情報を総合的に収集し、体系的に整理する。
- イ 体系的に整理された情報を、市民が身近なところでいつでも容易に利用できるシステムを作る。従来のメディア利用に加え積極的にニューメディアを利用し、双方向的な情報提供を行う。
- ウ 市民の生涯学習に関するさまざまな相談に応じ、一人ひとりに適切な学習情報を提供する。



2 学習機会の整備

変化の激しい社会にあって、市民は多様で高度な知識や技術の習得をはじめとして、心の豊かさや生きがい、人とのふれあいなどさまざまな学習機会を求めている。

現在、本市では多くの学習機会が用意されている。しかし、それらの中には対象や目的・内容・方法等が極めて類似していたり、相互に関係が深いと思われるにもかかわらず、それぞれの部局・機関が独自に実施しているものがある。

これらの事業を見直し、相互の連携を十分図り学習機会を充実する。

学習機会の提供に際しては、性別・年齢を問わず、だれでもが学習できるよう次の点に留意する。

(公平化)

障害者や子育て期の人など、さまざまな事情から学習意欲があっても学べないでいる市民への配慮をする。

(多様化)

市民の学習ニーズに対応した多様な学習機会を用意する。

(生活化)

家庭や地域など、暮らしのさまざまな場面で楽しく学習ができるように、生活に根ざした学習機会を設ける。

(1) 生涯学習の基礎づくり

生涯にわたって学習を継続していくためには、乳幼児期からその基礎を培うことが大切である。そのために家庭教育、学校教育の充実とともに地域の教育力の活性化を図る。

(2) 学習機会の充実

市民の生活実態やニーズに合わせた学習機会を提供し、学習環境づくりを図る。

(10 ページに掲載)

ア 家庭教育の充実

家庭は、子どもにとって人間形成の行われる最初の場であり、生涯にわたって学習しようとする意欲や態度の形成に極めて重要である。しかし今日、家族形態の変化、親の存在感の希薄化、知育偏重の風潮などから、基本的な生活習慣の形成をはじめとして家庭における教育機能の低下がみられる。親の家庭におけるかかわり方が、子どもの健全な成長に大きな影響を与えることから、乳幼児期をはじめとして、広く家庭教育を見直し充実を図る必要がある。そのために、子どもの発達段階に応じた親の学習機会を拡充する。

イ 学校教育の充実

学校教育は生涯学習体系の重要な一環であり、生涯学習の基礎づくりとしても重要な機会である。学ぶ喜びや学ぶ楽しさを体験したり、「自ら学習する力」を身につけることが生涯学習に極めて大切である。このように、生涯学習の基礎づくりとしての学校教育を見直し、生涯を通じて学び続ける意欲を育て、また発達に応じて必要な基礎的知識・技能と学習方法を習得させ、個性を伸ばし、創造的で豊かな心を育てよう努める。

そのために、教職員に対する研修の機会を拡充する。

ウ 地域の教育力の活性化

生活の変化に伴って青少年期に必要な生活体験が減少している。このため、遊びや地域社会がもっている教育的機能を重視し、地域に根ざしたさまざまな活動の助長を図りながら、地域住民が共に学びあう環境をつくり、地域の教育力の活性化を図る。



(2) 学習機会の充実

市民の生活実態やニーズに合わせた学習機会を提供し、学習環境づくりを図る。

ア ふれあいと連帯の醸成

「人間を大切にする」ことを基本にして、世代間の交流や障害者と健常者が協力しあう活動など、市民が相互に理解しあえる学習機会を充実する。

(施策名)	(施策の内容)
人権意識を高めるための学習機会の充実	人権意識を高める学習の拡充
世代間交流の促進	世代間交流活動事業の促進
文化活動・スポーツ活動への支援	文化活動・スポーツ活動への支援

イ 男女共同参加型社会の形成

男女が共同して参加する社会の形成を目指し、家庭をはじめ学校・地域・職場において男女平等意識の高揚を図る学習機会を充実する。

(施策名)	(施策の内容)
男女共同参加型社会の形成を目指すための学習機会の充実	男女平等意識を高める学習の充実 男女共同参加型社会の形成を目指す社会参加の促進

ウ 高齢化社会への対応

高齢者の生活の充実や生きがい形成のために、学習機会を拡充し、長年かけて習得した知識や技術を生かした社会参加を促進する。また、青壮年層に対し高齢化社会に対応する学習機会を用意する。

(施策名)	(施策の内容)
高齢化社会を理解するための学習機会の充実	高齢化社会に関する学習の拡充 高齢期への準備学習の拡充 生きがいづくりのための学習の拡充
高齢者の社会参加の促進	高齢者人材活用事業の促進 ボランティア活動の支援

エ 国際化への対応

国際文化都市として、国際理解を深め、豊かな国際性を身につけるための学習機会を拡充するとともに、国際交流活動への支援に努める。また、海外帰国者や外国人の学習機会を拡充する。

(施策名)	(施策の内容)
国際理解のための学習機会の充実	外国人との交流の場の拡大 国際理解と協調のための学習機会の充実・活動への支援
外国人のための学習機会の充実	外国人の学習活動への援助
国際交流活動の支援	海外派遣の拡充 ボランティア活動の支援

オ 情報化社会への対応

情報化社会に対応するために、各種の情報に関する知識や技術を身につけ、情報を収集し、的確に選択したりまた活用できる資質や能力を養うことが大切である。そのための学習機会を充実する。

(施策名)	(施策の内容)
情報化社会を理解するための学習機会の充実	情報化社会を理解するための学習の拡充

カ 自然との対話

自然と温かくふれあいながら心身の向上を目指し、自然のもつ価値についての認識をはぐくみ、いとしむ心や豊かな情操を養う。そのために自然と素直に親しみ、ふれあう機会をいっそう充実する。

(施策名)	(施策の内容)
自然に接する機会の拡大	自然生活体験事業の実施
自然に関する学習機会の充実	自然・環境を愛護する学習及び事業の実施

キ 職業生活への適応

産業構造・就業構造の変化に対応するため、新しい知識・技術の習得やその向上を目指した職業訓練の機会や職能開発の機会を充実する。特に女性の再就職のための学習機会を充実する。

(施策名)	(施策の内容)
職能開発の機会の充実	職能開発講座の実施
再就職のための学習機会の充実	再就職準備講座の開設
職場における学習機会の奨励	職場における学習活動の支援

ク 日常生活の充実

日々の暮らしを健康で楽しく豊かにするための学習機会を拡充する。音楽芸能・美術・文芸・生活文化などの芸術・文化活動の機会を広げるとともに、さまざまな文化に接する機会を提供する。また、個人の生活環境や年齢・体力等に応じたスポーツ活動ができる機会を充実する。

(施策名)	(施策の内容)
文化・芸術活動への奨励	学習活動の発表の場の拡大 民間の行う学習活動との連絡調整
心身の健康の維持・増進のための学習機会の充実	成人病の防止等に関する学習機会の充実 体力に応じたスポーツ指導の実施 レクリエーション活動の推進
快適な生活を送るための学習機会の充実	衣・食・住に関する学習機会の拡充

3 生涯学習推進組織の充実

(1) 新潟市生涯学習推進本部（平成元年7月11日設置）

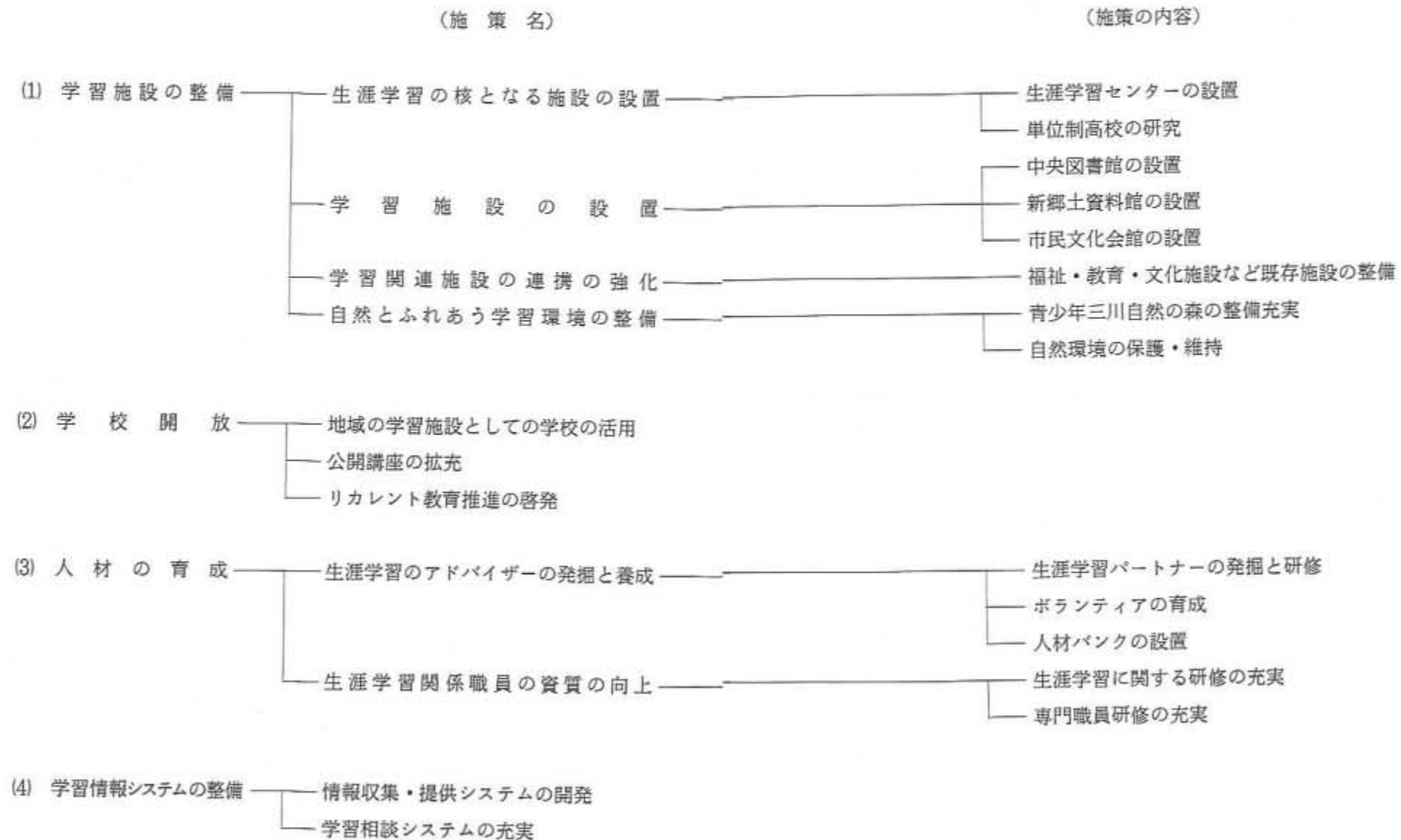
生涯学習に関連する部局・機関が連携・協力し、調整を図りながら総合的に施策を推進する。また、学習課題ごとに専門部会を設置し、生涯学習に関する施策を進める。

(2) 新潟市生涯学習推進会議（平成元年7月11日設置）

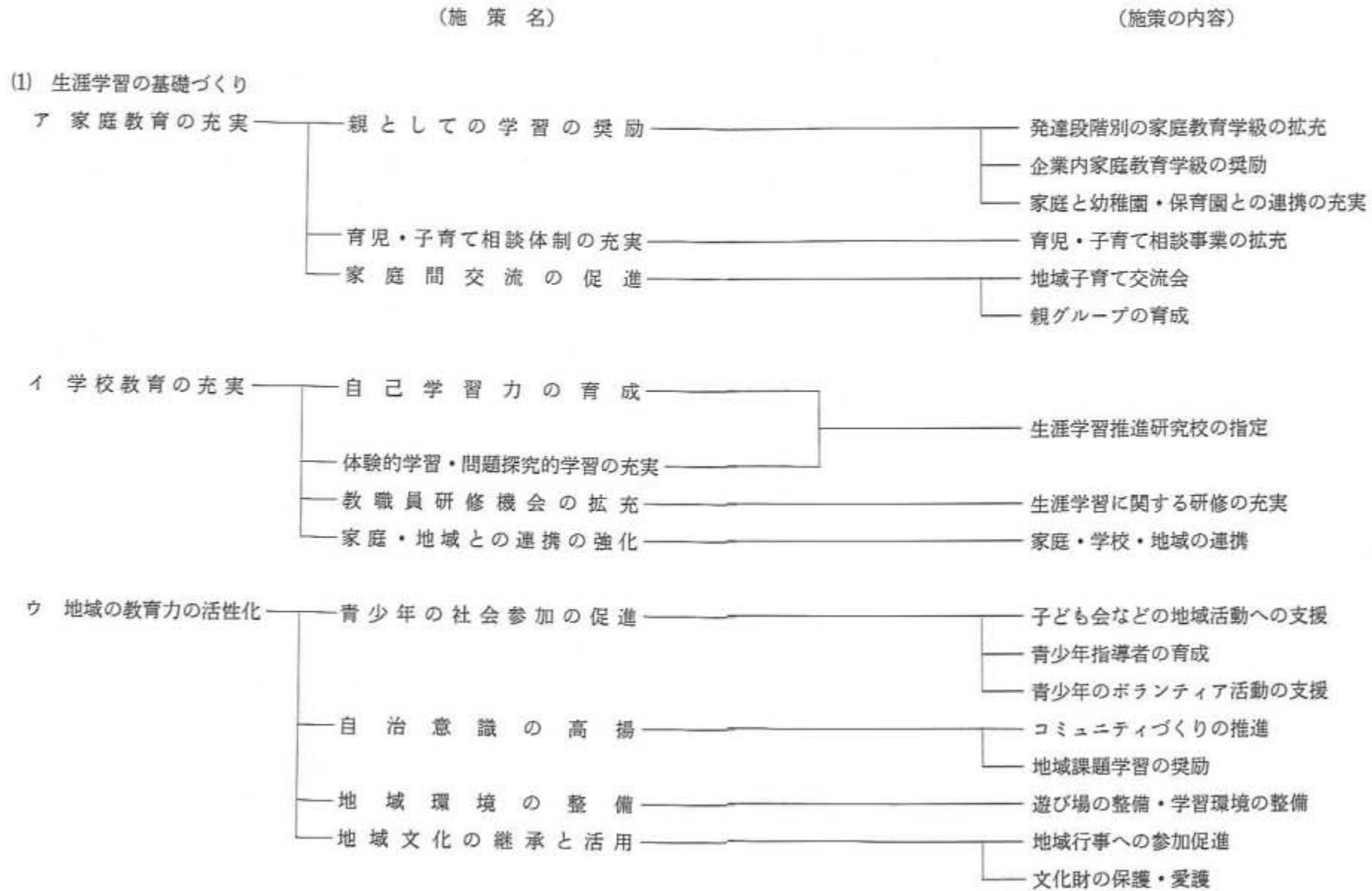
市民の意見を行政に反映させ、市民のニーズにあった学習機会の充実や学習環境の整備充実を図るため、生涯学習推進会議を継続して設置する。

IV 基本施策の体系

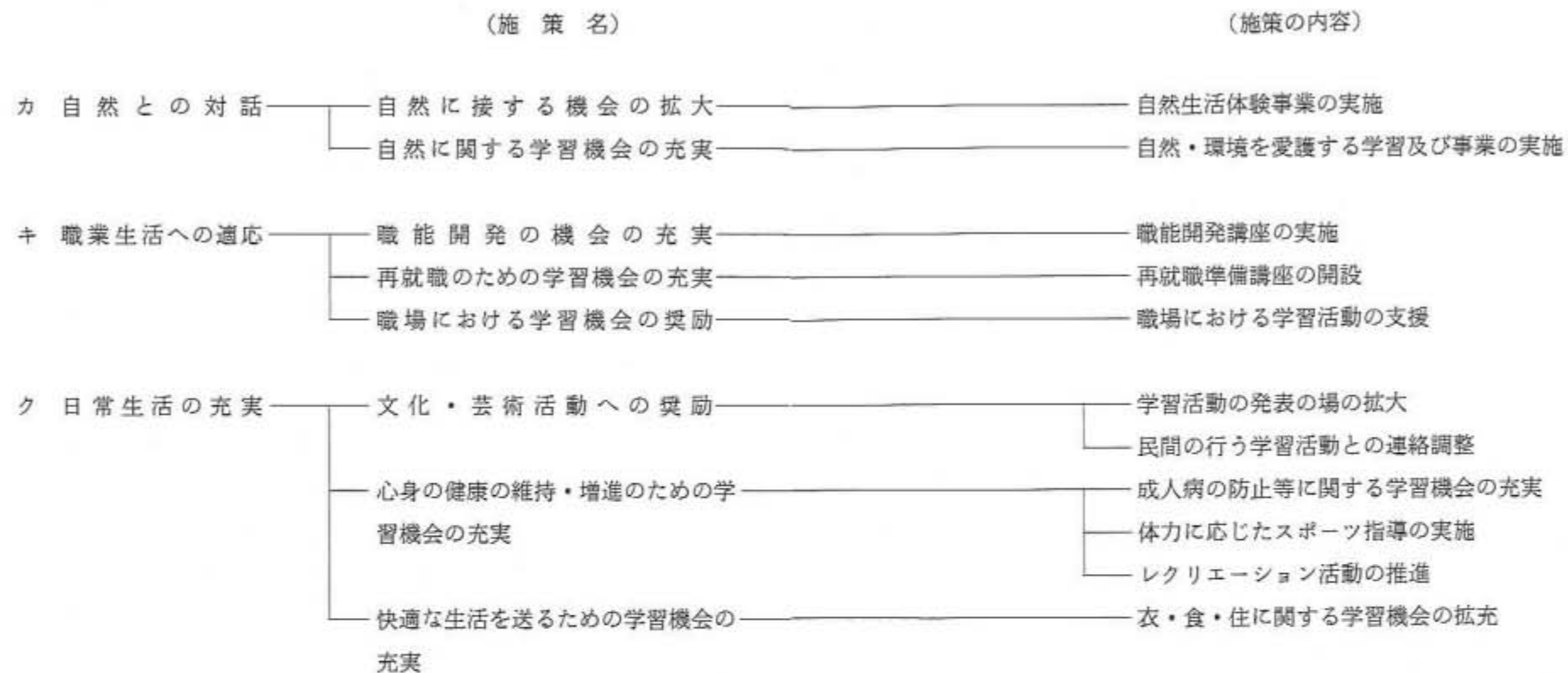
1 生涯学習のための基盤整備



2 学習機会の整備







3 推進組織の充実

- (1) 生涯学習推進本部
- (2) 生涯学習推進会議

新潟市生涯学習推進会議委員名簿

(50音順)

会長	若杉正	社会教育委員，新潟日報社監査役
副会長	齋藤勉	新潟大学教育学部助教授
	池田弘	新潟総合学院理事長
	大島照美子	新潟市小・中学校PTA連合会副会長
	大田朋子	新潟市青年連絡会議副会長
	蒲原宏	医師，前県立ガンセンター新潟病院副院長
	小林美代子	(学法)あさひ幼稚園長
	柴田光荣	ヒューマントレーニング・コンサルタント
	仙石正和	新潟大学工学部教授
	多賀秀敏	新潟大学法学部教授
	高沢正樹	B S N新潟放送社代表取締役専務
	中村興吉	社会福祉法人更生慈仁会理事
	西芳郎	新潟県経営者協会専務理事
	浜田裕子	市立入舟小学校長
	福智晃	新潟労働基準局次長
	伏木弘	新潟市手をつなぐ親の会会長
	松木真言	県立女子短期大学助教授
	村井利博	市立明鏡高等学校長
	山田利弥	坂井輪中央自治会協議会長
	吉村洋子	市社会教育委員，大学婦人協会新潟支部代表理事

新潟市生涯学習推進基本計画策定の経過

(平成元年度)

平成元年 7月 11日	新潟市生涯学習推進本部設置 新潟市生涯学習推進会議設置
平成元年 7月 21日	第1回新潟市生涯学習推進本部及び 第1回新潟市生涯学習推進本部企画部会・合同会議
平成元年 10月 24日	第2回生涯学習推進本部企画部会
平成元年 11月 22日	第3回生涯学習推進本部企画部会
平成2年 1月 26日	第4回生涯学習推進本部企画部会
平成2年 2月 6日	第1回生涯学習推進会議
平成2年 2月 26日	第2回生涯学習推進本部
平成2年 3月 23日	第2回生涯学習推進会議

(平成2年度)

平成2年 5月 21日	第3回生涯学習推進会議
平成2年 7月 10日	第1回生涯学習推進本部企画部会
平成2年 9月 13日	第4回生涯学習推進会議
平成2年 11月 7日	第1回生涯学習推進本部

参考資料編

- 1 新潟市生涯学習推進本部設置要綱
- 2 新潟市生涯学習推進会議設置要綱
- 3 市民憲章
- 4 新潟市第三次総合計画（抜粋）
- 5 新潟市の生涯教育推進施策について（抜粋）
- 6 学習機会の体系表（現行事業例）

新潟市生涯学習推進本部設置要綱

(目 的)

第1条 生涯学習に関する施策を総合的・効果的に推進するため、新潟市生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生涯学習に関する事業の総合的な企画及び施策の推進に関すること。
- (2) 関係部局（課）、関係機関及び諸団体等との連絡・調整に関すること。
- (3) 生涯学習に関する調査及び研究に関すること。
- (4) 生涯学習関係施設の整備に関すること。
- (5) その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は教育委員会に係る事務を担当する助役を、副本部長は教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を代表し、その所掌事項を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第5条 会議は、本部長が必要と認めたときに開催する。

- 2 本部長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。
- 3 会議の進行は、本部長が特に指定する場合を除き、本部長が行う。

(部 会)

第6条 本部に企画部会と事業部会を置く。

2 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

3 企画部会長は社会教育担当教育次長を、事業部会長は社会教育課長をもって充てる。

4 部会員は、それぞれ次に掲げる者とする。

(1) 企画部会員は、別表2に掲げる職にある者

(2) 事業部会員は、別表3に掲げる室・課等の職員のうちから、事業部会長が指名する者

(3) 前2号に定めるものの他、企画部会員については企画部会長が、事業部会員については事業部会長が、それぞれ必要と認める者

5 部会は、本部所掌事項について協議する。

この場合、企画部会は基本的、総合的事項について、事業部会は基本的、総合的事項の連絡・調整及び部門別事業等について担当する。

6 事業部会には、当該事項に関係のある部会員のみで構成する小部会を設けることができる。

この場合、小部会長は、その小部会の構成員の中から部会長が指名する。

7 前条の規定は、部会に準用する。この場合において、「本部長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(生涯学習推進員)

第7条 市民の学習活動を助長するため本部に生涯学習推進員を置くことができる。その業務については別に定める。

(事務局)

第8条 本部に事務局長、事務局次長及び事務局職員を置く。

2 事務局長は、社会教育担当教育次長を、事務局次長は、社会教育課長をもって充てる。

3 事務局職員は、社会教育課の職員のうちから本部長が指名する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長

が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成元年7月11日から施行する。
(新潟市生涯教育推進庁内連絡会議設置要綱の廃止)
- 2 新潟市生涯教育推進庁内連絡会議設置要綱(昭和62年8月5日施行)は、廃止する。

別表1(第3条関係)

市長公室長	企画部長	総務部長	市民部長	商工労働部長
農林水産部長	福祉部長	保健環境部長	都市計画部長	
都市開発部長	農業委員会事務局長			

別表2(第6条関係)

市長公室秘書課国際室長	市長公室市民相談室長	企画部企画調整課長
企画部広報課長	総務部財政課長	市民部生活課長
商工労働部労政課長	福祉部福祉課長	福祉部障害福祉課長
福祉部老人福祉課長	保健環境部保健衛生課長	東保健所保健予防課長
西保健所保健予防課長	農業委員会事務局次長	
教育委員会学校教育担当教育次長	教育委員会学校指導課長	
教育委員会社会教育課長	教育委員会文化行政課長	
教育委員会体育課長	中央公民館長	沼垂図書館長

別表 3 (第 6 条関係)

市長公室秘書課国際室	市長公室市民相談室	企画部企画調整課	
企画部広報課	総務部庶務課	総務部市史編纂室	総務部財政課
市民部生活課	市民部交通防災課	商工労働部商業観光課	
商工労働部工業振興課	商工労働部労政課	農林水産部園芸センター	
福祉部福祉課	福祉部障害福祉課	福祉部老人福祉課	
保健環境部保健衛生課	東保健所保健予防課	西保健所保健予防課	
都市計画部都市計画課	都市計画部公園緑地課	都市開発部都市開発課	
農業委員会事務局	教育委員会学校指導課	教育委員会社会教育課	
教育委員会文化行政課	教育委員会体育課	総合教育センター	
中央公民館	沼垂図書館	青少年補導センター	青年の家
音楽文化会館	郷土資料館	美術館	

新潟市生涯学習推進会議設置要綱

(目的)

第1条 新潟市の生涯学習を推進するにあたり、市民の意見を行政に反映させ生涯学習の普及・推進を図るため、新潟市生涯学習推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 会議は、委員20人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから本部長が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 経済関係者
- (5) その他本部長が必要と認める者

(所掌事項)

第3条 会議は、次の事項について協議し、又生涯学習本部長の諮問に応じ答申または建議をする。

- (1) 生涯学習関連施策の推進に関すること。
- (2) 生涯学習関連事業の総合調整に関すること。
- (3) 生涯学習の啓発に関すること。
- (4) その他生涯学習推進に必要な事項に関すること。

(役員及びその職務)

第4条 会議に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、生涯学習推進本部事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成元年7月11日から施行する。

(新潟市生涯教育推進懇談会設置要綱の廃止)

2 新潟市生涯教育推進懇談会設置要綱(昭和62年8月5日)は廃止する。

(設置当初の委員の任期)

3 新潟市生涯学習推進会議の当初の委員の任期は、平成3年3月31日までとする。

わたしたちをめざす新潟

信濃、阿賀野のゆたかな川の流が海にそそぎいるところ、ここがわたしたちのまち新潟。日本海に沈む夕日が美しい。海のかなたの国ぐくにむけて開かれたこの港まちは、流れのほとりの木のように、いよいよ育ち、栄えている。人びとは、昔から、力を合わせ、ねばり強く、この自由な開かれたまちを築いてきた。

さあ、わたしたちも、いま、たしかな一歩を踏み出そう。

わたしたちが望む新潟をめざして！

ゆたかな海の幸と田畑のみのり。

新潟は、自然がいかされ、まもられるまち。

働くよろこび、憩いの静けさ。

新潟は、活気にあふれ、落ちつきのあるまち。

すこやかな生活は、わたしたちすべての願い。

新潟は、みんなで生きるために、助け合うまち。

はぐくむ心が、いのちを育てる。

新潟は、一人ひとりが大切にされ、いかされるまち。

海のむこうは、友となる国ぐくに。

わたしたちは、世界の平和のかけ橋となる。

(平成元年4月1日制定)

新潟市第三次総合計画（抜粋）

Ⅱ まちづくりの基本理念

まちづくりを構想するに当たっての基本理念は、人間を大切にすることを根元とする「人間都市」の創造をめざすものとする。

このことは、市民一人ひとりが都市の主権者であり、まちづくりの主体者であることを自覚し、そして市民一人ひとりがふれあいと連帯をもった、快適で生きがいのある生活を実現することである。

そのためには、新潟の特性を継承し、発展させ、次の世代に誇りを持って引き継ぐことができるようなまちづくりを進めなければならない。

このため、「ふれあいと連帯のあるまちづくり」と「新潟の特性を生かしたまちづくり」を本市の基本姿勢とする。

- ・ ふれあいと連帯のあるまちづくり

庶民のまちとして発展してきた本市は、その伝統を活かし、市民と行政とが一体となり、人と人とのふれあいを大切にした、人間味あふれる、連帯のある地域社会づくりを進める。

- ・ 新潟の特性を活かしたまちづくり

本市の自然的特性や歴史・経済など社会的特性を活かし、さらに、今後の本格的な高速交通時代・高度情報社会の到来など、新時代の要請に的確に対応しながら、対岸諸国との交流を深める国際都市として、また、広域的な中枢管理機能の集積を持つ日本海側の中枢都市として、発展させていくためのまちづくりを進める。

Ⅲ 都 市 像

まちづくりの基本理念に基づき、本市の将来に向かっての都市像を、次のよう

に設定する。

1 ふれあいと連帯のある市民主体都市

庶民のまちとして発展してきた本市の伝統を活かし、市民一人ひとりが自発的な協力のもとに、心のふれあう明るい地域社会を形成する。

また、市は市民の信託にこたえ、信頼される民主的な市政運営を行い、事業者は地域社会の一員としてその事業活動を通じ、住みよい地域社会づくりに協力する。

このように、市民・市・事業者がそれぞれの役割を自覚し、互いに協力して住みよい市民主体都市をめざす。

2 健康で生きがいのある福祉都市

市民相互の温かい連帯を基本に、すべての市民が生涯にわたって、生きがいと安らぎを感じ、健康で安定した生活を享受できる福祉都市をめざす。

3 水と緑を活かす快適な環境都市

「水と緑」に恵まれた自然環境の中で、すべての市民が自然と温かくふれあいながら、健全な心身を保持し、安全で快適な生活を営める豊かな環境都市をめざす。

4 豊かな心と創造性をはぐくむ国際文化都市

市民一人ひとりが、優れた文化的環境のもとでスポーツと音楽に親しむなど豊かな心を育て、暮らしの中に創造のよろこびをはぐくむことのできるまちづくりをめざすとともに、対岸諸国をはじめ、各国との文化交流を積極的に進め国際文化都市をめざす。

5 魅力と活力のある日本海側の中核都市

魅力と活力のある都市を創造するため、海外へ開かれた新潟港・新潟空港の整備をはじめ、都市交通体系の確立や市街地の整備など、都市活動を支える基盤を強化するとともに、高速道路・新幹線など交通の拠点性を活かして産業・経済を振興し、都市の活性化を図り、日本海側の中核都市をめざす。

新潟市の生涯教育推進施策について（抜粋）

提 言

I 新潟市の生涯教育推進施策

市民すべての、生涯にわたる健康で生きがいのある生活を実現するため、体系的な学習機会と学習内容を用意し、自由な市民文化活動を盛んにする。

そのため次の条件整備を行う。

1. 市民に対する啓発活動
2. 指導者の発掘、養成
3. 学習の場、機会の提供
 - (1) 学校開放の推進
 - (2) 大学の設置
 - (3) 市民大学の開放
 - (4) 多様な学習プログラムの用意と提供
4. 学習グループ、団体の育成
5. 生涯学習センターの建設
 - (1) 生涯学習についての調査研究
 - (2) 情報システムの整備
 - (3) 生涯学習事業の実施

Ⅱ 施策推進の視点及び組織

1 施策推進の視点

- (1) 施策実施のための推進組織の整備
- (2) 年次的な実施計画の策定
- (3) 地区を指定するなど地域の実情に即した推進
- (4) 学校教育、社会教育など教育機能の連携と生涯教育関係機関の連絡・調整
- (5) 民間活力の導入

2 生涯教育推進組織

- (1) 生涯教育推進本部
生涯教育事業を総合的に企画調整し施策の推進を図るため、全庁的な推進本部を設置する。
- (2) 生涯教育推進会議
市民の意見を行政に反映させ、また、生涯教育推進本部長の諮問に応じ答申または建議をするため、市民代表からなる生涯教育推進会議を設置する。
- (3) 生涯学習推進員
地域の生涯学習情報の収集や、生涯学習に関する相談・援助にあたる生涯学習推進員を置く。

提言達成のための具体的施策

1. 生涯教育推進の基本姿勢

(1) 体系的推進

生涯学習の推進を図るためには、生涯各期にわたる、それぞれの発達課題や生活課題、地域課題をふまえた学習課題を組織化し、学習計画をたてて体系的に推進することが大切であり、それには、個人的志向と社会的志向、個人的課題と社会的課題がバランスをもって含まれていることが望ましい。

特に、本市の課題として社会志向的学習が少ないということから、学習内容や学習方法の面からも課題をとらえていく必要がある。

(2) 行政と学習者

生涯学習は、人々の主体的な意思と努力に基づき行われるとともに自己の責任によって生涯学習社会づくりに参加していくことが原則である。

行政の役割は、このような人々の生涯学習が円滑に行われるよう諸条件の整備を行うことであり、特に、変化の激しい社会に主体的に対応する能力を形成するためには、行政の情報の提供や学習相談などの援助が必要である。

また、学習社会の形成を目指すためには、生涯学習の啓発・普及事業や人々の生活問題からの学習要求に基づく、学習のグループ化やボランティア活動の育成などが必要である。

(3) 民間との連携

今日、いわゆるカルチャーセンターなどの行っている教育サービス事業の果たしている社会的役割は、大きくなってきている。また、大規模な教育文化施設の増設がなされるなど教育文化事業の進展が著しい。

また、職業教育も職業訓練校・専修学校など各種学校や民間企業の企業内訓練などで盛んに行われており、民間教育機関による学習機会が充実してきている。行政は、このような民間の教育機関や民間の行う教育事業あるいは社会教育関係団体などと連携し、サービスカウンセリングを図り、市民が充実した学習機会を得られるよう側面的援助や連絡・調整を進める必要がある。

また、民間施設との連携や施設のネットワークづくりを進め、施設の有効

利用を図る。

(4) 行政内部の連絡・調整

行政の窓口を一本化し、学習機会は部局を越えて総合的に検討し、全庁的に連絡・調整のうえ提供する。

特に、学校教育と社会教育の連携を密にするため社会教育体制の強化を図る。

2. 生涯学習の基礎づくり

人々が生涯学習を進めていくためには、乳幼児期、学齢期にその基礎を培うことが大切である。そのため生涯教育の観点から乳幼児教育、家庭教育、学校教育の改善充実を図る。

(1) 乳幼児、家庭教育の充実

ア 両親の家庭における教育力を高めるため両親教育を拡充する。

イ 家庭の教育機能を強化するためPTAを含めた地域社会の協力関係を助長する。

ウ 遊び場の整備、異年齢遊び集団の形成、学童保育の充実など遊びの諸条件整備を進める。

エ 保育所・幼稚園教育の拡充を図る。

(2) 学校教育の改善

学校教育と社会教育の連携を深め、学校の教育機能を生かして、子どもの自己学習力の育成を図る。

3. 地域活動の活性化

地域で活動する団体、ボランティアの中には、「活動の仕方がよくわからない」「活動の場や対象がみつからない」などの理由から活動の低調なものがある。それらの団体やボランティアの活動の場を確保することや、活動に対する援助を行い活性化を図る。

(1) 社会教育関係団体、ボランティア活動の育成

学習グループづくりに力点をおき、同じような活動をしている人たちを組

織化し、そのネットワークづくりを進める。

(2) 余暇・レクリエーションをテーマとした地域計画の作成

(3) 施設の活用

施設のネットワークシステムをつくり地区公民館などでの活動や交流を盛んにする。

4. 既存の学習機会、施設の利用

現在、国、県、市町村、民間を含め比較的多い学習機会・施設が用意されているが、それらは必ずしも十分に機能しているとはいえない状態である。そこで、学習機会・施設の充実と同時に、相互の連携を図って有効に利用することが大切である。

(1) 学習プログラムの充実

ア 学習意欲の少ない市民に対し、地域を巡回するなどのシステムや初心者向けの学習プログラムを用意する。

イ 地域の特性を生かした市民文化活動を活発にするために、総合文化講座などの新しい学習プログラムを編成する。

ウ 医学、科学的な指導を取り入れたスポーツ訓練、指導を実施する。

エ 自然教室、雪と親しむ市民の集いを実施する。（三川自然の森）

オ 学習した単位の互換や学習したものを認証するような制度を設けたり、学習したものを生かせるような方法を考える。

カ 生涯学習の基礎づくりのため、指導者、特に教職員・行政職員の研修を充実する。

(2) 学校開放

ア 学校開放の内容を見直し、体育施設だけでなく学校の持っている機能を開放する。

一方、地域社会の連帯感を深めるため、学校を地域の文化センターとした活力ある地域づくりを進める。そのために教職員と住民参加の学校開放を進める。

イ 市民からの要望による講座など、高等学校、大学の公開講座の拡充を図

る。

ウ 婦人の再就職や技術革新に対応した職業能力の向上のため、高等学校、大学の機能の開放を進め、リカレント教育の具体化を図る。

(3) 施設の複合利用や運営の見直し

ア 学校、その他の教育機関や民間の施設を含め、それを総合的に利用できるよう機関や施設の複合利用の工夫をする。

イ 民間の専修学校などとの連携を図り、有機的に機能させ、カウンセリングサービスを進める。

ウ 公的施設の運営を見直し、新しい方式を導入したり利用者の自主運営とするなど、管理運営を弾力化し利用しやすいようにする。

エ 公民館の位置づけ、地区公民館相互の連絡・調整の見直しをする。

オ 集会所やコミュニティセンターの運営に対する補助をし活用を図る。

カ 図書館機能を整備充実し活用を図る。

(4) 指導者の発掘、養成、活用

ア 生涯学習のアドバイザーとなるような人を市民の自発的な活動の場や地域の中から発掘し、地区ごとに置くなど、きめ細かな援助体制をとっていく。

イ 外国人を指導者として活用したり、外国人との交流の機会をつくる。

5. 新しい学習機会の用意

社会情勢の進展、著しい変化に対応した市民の学習需要に応える新しい学習機会の用意や学習プログラムの開発を行う。

(1) 高齢化、国際化、情報化への対応

ア 充実した老後を迎えるための高齢期準備教育を実施する。

イ 国際化の進展に対応し、国際友好会館を整備拡充する。また、国際文化を表徴する日本海沿岸諸国の歴史・文化を紹介する歴史文化資料館などを建設する。

ウ 情報活用教育のためのプログラムの開発を進める。

(2) 障害者、寝たきり老人などへの対応

障害者、子育て期の市民、寝たきり老人や施設に入所している老人などへの学習援助や学習機会の整備充実を図る。例えば、「とどける教育」などを実施する。

6. 新しい教育機関や施設の設置

市民の多様なしかも高度化する学習需要に応じるため、新しい教育機関や施設の設置が必要である。その主なものは次のとおりである。

(1) 市民大学の開設

市民の高度化・専門化した学習要求に対応するため、地区ごとに市民大学を開設する。

(2) コミュニティスクールの育成

市民相互の学習を、地域住民共同のコミュニティスクールとして育成していく。

(3) 単位制高等学校の設置

高等学校の就学機会をのがして社会人となった人、高等学校中退者など幅広く継続的な学習を希望する人たちの学習の場とするために、単位制高等学校を設置する。

(4) 短期大学の設置

職業教育の充実、婦人の再雇用のための職業教育など急激な産業構造、就業構造の変化に対応していくコースをもつ短期大学を、職業訓練校、専修学校などのうえに増設するよう働きかける。

(5) 大学の設置

市民の高度な学習需要に対応するため、生涯教育の観点に立った大学を設置する。

(6) 生涯学習センターの設置

新潟市の第3次総合計画にもられている生涯教育推進の中核となる生涯学習センターを設置する。生涯学習センターは最低限、生涯学習についての調査研究、情報システムの整備及び生涯学習事業の実施の機能を持つものとする。

る。

(7) 地区公民館などの設置

地区公民館の配置を見直し、地区公民館を増設する。

また、中央図書館・公文書館・資料館など質の高い文化施設を設置する。

(8) スポーツ施設の充実

特に、冬期のスポーツ活動を振興するために屋内施設（スイミングプールなど）を増設する。

7. 情報システムの整備

学習情報の提供は、学習活動が活発化するほどその充実の必要性が高くなる。また、豊かな良い情報を提供することにより市民の学習意欲を啓発することもでき、学習活動を推進する上で情報提供のサービス体制を整備することが極めて重要である。

(1) 情報の提供

ア 市民の生涯学習に対するニーズを把握する体制づくりを進める。

イ 講座、催物、団体・グループ、指導者、施設など、生涯学習情報の定期的な提供及び学習者相互のネットワーク化を進め、市民が必要なときに、いつでも情報が入手できるようなシステムの開発、情報提供システムの整備を進める。特に、市報の整備充実を図る。

ウ 新潟市が推進しているテレトピア計画の中に、新潟市独自の視点から生涯学習データベースの整備を進める。

(2) 学習相談

生涯学習のガイダンス、カウンセリングができるような相談機関を設置する。

学習機会の体系表(現行事業例)

— 平成2年度 —

(1) 生涯学習の基礎づくり

ア 家庭教育の充実

事業名	所管課・機関名	事業名	所管課・機関名
離乳食講習会	保健所	両親対象家庭教育講座	公民館
幼児食事講習会	保健所	巡回家庭教育学習会	公民館
育児講習会	保健所	家庭教育学級情報交流会	公民館
育児相談	保健所	家庭教育講演会	公民館
電話による育児相談	福祉課	家庭教育学級研修会	社会教育課
療育相談	保健所	青少年問題研究会	青少年補導センター
教育相談	青少年補導センター	講座 絵本と子ども	図書館
幼児交通安全教室	交通防災課	講座 子どもと読書	図書館
ブライダルセミナー (婚前学級)	保健所	親子映写会	視聴覚センター 公民館
もうすぐお母さんセミナー	公民館	親子写生会	公民館
明日の親のための家庭教育学級	公民館	親子うたの教室	音楽文化会館
育児ノートの作成	社会教育課	親子のリトミック教室	公民館
乳児家庭教育講座・学級	公民館	親子綱引き大会	公民館
幼児家庭教育講座・学級	公民館	親子楽焼き教室	公民館
保育園家庭教育学習会	公民館	親子マジック教室	公民館
巡回幼児家庭教育講座	公民館	親子料理教室	公民館
児童期家庭教育講座・学級	公民館	親子お菓子作り教室	公民館
巡回児童期家庭教育講座	公民館	親子体操教室	体育課
中学生期家庭教育講座	公民館	親子創作教室	公民館
家庭教育講座	公民館		

イ 学校教育の充実

事業名	所管課・機関名	事業名	所管課・機関名
交通安全指導者研修会 (教員対象)	交通防災課	性教育研究指定校の指定	学校指導課

ウ 地域の教育力の活性化

事業名	所管課・機関名	事業名	所管課・機関名
少年少女バスケット講習会	体育課	手づくり広場	公民館
少年少女球技大会	公民館	料理講習会	公民館
少年少女ソフトボール大会	公民館	中学生キャンプスクール	公民館
少年少女剣道大会	公民館	アドベンチャーリーダー 研修会	公民館
少年少女空手大会	公民館	青空ぼうけん塾	公民館
少年野球大会	公民館	青年野球大会	公民館
児童水泳大会	公民館	青年バレーボール大会	公民館
少年の主張大会	公民館 社会教育課	青年活動推進会議	社会教育課
子どものつどい	公民館	青少年の健全育成と地域 活動を考える集い	公民館
少年団体交歓会	社会教育課	地区青少年健全育成大会	公民館
子どものクラフト大会	公民館	町内対抗ファミリー綱引 き大会	公民館
おはなしの時間	図書館	町内情報交歓会 (子ども向け行事)	公民館
映写会	図書館 公民館	地域浄化講演会	公民館
インドア・アスレチック	公民館	地区家庭教育研修会	公民館
さいの神	公民館	地区家庭教育研究大会	公民館
手作り工作教室	公民館	地域マラソン大会	公民館
子どもフォークダンス講 習会	公民館	少年団体指導者研修会	社会教育課
親子民謡講習会	公民館	町内子ども会指導者 研修会	社会教育課 公民館
将棋入門教室	公民館	青年団体指導者国内派遣 研修	社会教育課

事業名	所管課・機関名	事業名	所管課・機関名
青少年体験学習事業	社会教育課	P T A 広報紙研修会	公民館
青少年育成指導者研修会	社会教育課 公民館	P T A 懇談会	公民館
体育指導委員研修会	体育課	子どもを水から守る運動 推進事業	社会教育課

(2) 学習機会の充実

ア ふれあいと連帯の醸成

事業名	所管課・機関名	事業名	所管課・機関名
憲法記念市民のつどい	庶務課	市民健康まつり	国民健康保険課 保健衛生課
市民総合体育祭	体育課	ボランティアによる絵本 を楽しむ会	図書館
新潟マラソン	体育課	読みきかせ入門講座	図書館
市展	文化行政課	体験ボランティア事業	障害福祉課
芸能まつり	音楽文化会館	点字奉仕員養成事業	障害福祉課
音楽芸能発表会	音楽文化会館	手話奉仕員養成事業	障害福祉課
手づくり絵本作品展示会	図書館	手話体験教室	公民館
児童生徒理科作品展	総合教育センター	コミュニティ活動推進講 演会	生活課
少年少女スポーツ大会	体育課	友情ケルン	公民館
若人の集い	農業委員会	保育ボランティア研修会	公民館
成人の日のつどい	社会教育課	障害者大運動会	障害福祉課
世代間体験事業	公民館	市民茶会	文化行政課
青年活動推進事業	社会教育課		

イ 男女共同参加型社会の形成

事業名	所管課・機関名	事業名	所管課・機関名
女性大会	生活課(婦人政策室)	若妻学習会	公民館
婦人学級	公民館	婦人の集い	公民館
女性セミナー	公民館	女性リーダー研修会	社会教育課 公民館
婦人学習会	公民館		

ウ 高齢化社会への対応

事業名	所管課・機関名	事業名	所管課・機関名
老人福祉大学	老人福祉課	高齢化社会講座	公民館
シルバーカレッジ	公民館	熟年世代の老後プラン講座	公民館
長寿学級	公民館	向老期セミナー	公民館
老人健康大学	老人福祉課	ボランティア研修会(介護)	公民館
高齢者教養教室	公民館	老人ゲートボール大会	公民館
高齢者教養講座	老人福祉課	老人スポーツ大会	公民館
移動高齢者教室	公民館	明日の高齢化社会を考えるつどい	公民館
高齢者趣味教室	公民館	寝たきり老人の介護法	公民館
高齢者学習会	公民館	民生委員ブロック別研修会	援護課
高齢者交通安全教室	交通防災課		

エ 国際化への対応

事業名	所管課・機関名	事業名	所管課・機関名
国際観光シンポジウム	商業観光課	国際交流振興事業	公民館
語学講座 (英会話、ロシア語、 スペイン語、フランス語、 中国語、ハングル語)	視聴覚センター 公民館	日本語教室(外国人対象)	国際友好会館
		編物・生け花・琴・書道 教室(外国人対象)	国際友好会館
		国際関係論セミナー	公民館
フレンドシップキャンプ	公民館	青年講座	公民館
留学生とのつどい	公民館		

オ 情報化社会への対応

事業名	所管課・機関名	事業名	所管課・機関名
ニューメディア講座	公民館	パソコン実技講座	公民館

カ 自然との対話

事業名	所管課・機関名	事業名	所管課・機関名
親子植物観察会	総合教育センター	野鳥観察と学習の集会	公民館
親子植物標本製作講習会	総合教育センター	自然とふれあう親子のつどい	公民館
植物・昆虫の名前調べ	総合教育センター	きのこを学ぶつどい	公民館
植物談話会	総合教育センター	すず虫飼育講習会	公民館
植物観察会	公民館	オリエンテーリング教室	公民館
自然観察教室	公民館	キャンプ講座	青年の家
山野草教室	公民館	わんぱくキャンプ	公民館
山野草のつどい	公民館	キャンプのつどい	青年の家
角田山登山	公民館	キャンプファイヤー研修会	公民館

事業名	所管課・機関名	事業名	所管課・機関名
登山・スキー教室	勤労青少年ホーム	天文教室	総合教育センター 公民館
親子スキーのつどい	公民館	市民緑化講演会	公園緑地課
ファミリーキャンプ	公民館		

キ 職業生活への適応

事業名	所管課・機関名	事業名	所管課・機関名
ワープロ教室	勤労青少年ホーム 公民館	新規学校卒業就職者のつどい	労政課
防火管理者資格付与講習会	消防局	地域産業振興（講演会、講習会、展示会）	工業振興課
中小企業アドバイザー派遣	工業振興課	家具デザイン塗装技術コンクール	工業振興課
商店新入社員講習会	商業観光課	働く女性のためのシンポジウム	労政課

ク 日常生活の充実

事業名	所管課・機関名	事業名	所管課・機関名
各種スポーツ大会	勤労青少年ホーム 体育課 公民館	女性のためのスポーツ研修会	体育課
		市民講座	公民館
市民大運動会	公民館	古文書解読講座	郷土資料館
各種スポーツ教室	勤労青少年ホーム 公民館	郷土史講座	郷土資料館 公民館
ウォークラリー	公民館	市史講座	市史編さん室
駅伝大会	公民館	歴史講座	公民館
歩こう会	公民館	憲法講座	公民館
レクリエーション教室	公民館	教養講座	勤労青少年ホーム 公民館
トレーニング教室	体育課	暮らしの工夫	公民館
一日トレーニング講座	体育課	ふすま張り講習会	公民館

事業名	所管課・機関名	事業名	所管課・機関名
文芸鑑賞講座	公民館	すこやか栄養セミナー	保健所
文芸創作講座	公民館	中高年食事講習会	保健衛生課
文学講座	公民館	高年食事講習会	保健所
生活の知恵講座	公民館	むし歯予防教室	保健所
通信文芸講座	公民館	婦人の貧血予防講習会	保健所
料理教室	公民館	母と子の水泳教室	体育課
新潟を知る講座	公民館	婦人学級（一般教養）	公民館
気象学入門講座	公民館	農村婦人セミナー（教養）	農業委員会
地球環境問題を考える講座	公民館	若妻学習会（一般教養）	公民館
環境教室	公害対策課	婦人集会（一般教養）	公民館
新潟を考える講座	公民館	婦人のつどい	公民館
生命科学講座	公民館	婦人リーダー研修会	公民館
園芸講座	園芸センター 公民館	グループワーク講座	青年の家
美術教室	公民館 美術館	金曜ふれあい広場	公民館
趣味教室	勤労青少年ホーム 公民館	リーダー研修会 （団体運営）	公民館
音楽教室	音楽文化会館 公民館	保育室運営研修会	公民館
絵本づくり講座	図書館	グループ運営研修会	公民館
オペラ活動推進 （オペラ実技講習会）	音楽文化会館	くらしの1日教室	消費生活センター 公民館
一日講習会（趣味など）	公民館	商品テスト教室	消費生活センター
16ミリ映写機操作講習会	視聴覚センター	消費生活展示コーナー	消費生活センター
映画教材利用研修会	視聴覚センター	移動ミニ消費生活展	消費生活センター
講演会 （貿易、文芸、 文化、まちづ くりなど）	商業観光課 公民館 都市計画課 図書館	国民年金研修会	国民年金課
		交通事故ゼロの日制定市民大会	交通防災課
健康教室	保健所 地区保健センター 公民館	下水道促進デー	下水道建設課
		救急の日	消防局

事 業 名	所管課・機関名	事 業 名	所管課・機関名
青山浄水場一般開放	水道局	民謡まつり	公民館
美しい街づくり運動	公民館	特別展	郷土資料館
鳥屋野潟浄化対策事業	公害対策課	文化祭	公民館 勤労青少年ホーム
新潟環境見学コーナー	公害対策課	百人一首大会	公民館
環境週間施設見学	公害対策課	栄養健康相談	保健所
聴覚障害者生活教室	障害福祉課	成人病食事相談	保健所
日常生活訓練(料理教室)	障害福祉課	園芸相談	園芸センター
社会適応訓練(詩吟)	障害福祉課	一日子ども図書館員	図書館
聴覚障害者教養講座	障害福祉課	スポーツ健康相談	体育課
創作軽作業(書道・手芸等)	障害福祉課	音楽鑑賞会	音楽文化会館
話し方教室	公民館	音楽の広場	公民館
学童水泳教室	体育課	金曜コンサート	公民館
青少年鑑賞教室	音楽文化会館	ファミリーコンサート	公民館
ジュニアオーケストラ教室	音楽文化会館	手づくり作品のチャリティバザー	公民館
親と子の写生会	文化行政課	婦人スキーのつどい	公民館
お父さんのための体験セミナー	公民館	スキーのつどい	青年の家 公民館
中国帰国者交流事業	公民館	にいがたヤングフェスティバル	青年の家
芸能祭	公民館	なんでも企画	青年の家
市民茶会	公民館	女性コーラスの集い	公民館
音楽祭	公民館	交通安全書き初め展	交通防災課
文芸大会	公民館	紙芝居大会	図書館
囲碁大会	公民館	いきいき学習週間	社会教育課
音楽芸能発表会	公民館		

新潟市生涯学習推進基本計画

平成 3 年 1 月

新潟市生涯学習推進本部
(事務局 社会教育課)

電話 025-228-1000